女川原子力	発電所第2号機 工事計画審査資料
資料番号	02-補-E-01-0100-6-3 改 <mark>2</mark>
提出年月日	2023 年 <mark>6</mark> 月 <mark>2</mark> 日
【凡例】	: 前回ヒアリング資料からの変更箇所

補足-100-6-3 非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について

2023年6月

東北電力株式会社

非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について

1. 目的

非常用ガス処理系主要弁 (T46-F001A, B 及び T46-F003A, B) について, 弁箱厚さが公称値で記載され 弁ふた厚さ及び弁ふた材料の記載がなかったことから, 他の主要弁と記載の整合を図るため要目表の 弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更し, 弁ふた厚さ及び弁ふた材料を 記載する。

また、基本設計方針の主要設備リストについて当該弁の機器クラスがクラス 4 と記載されていたことからクラス 2 に見直す。

2. 要目表の記載の変更の概要

弁箱厚さについて,腐食代を考慮した寸法(設計確認値)へ変更する。また,弁ふた厚さ及び弁ふた 材料を新たに記載する。

変更点は以下のとおりである(添付資料1~3参照)。

(1)	弁箱厚さ	(T46-F001A, B	, T46-F003A, B
\ _ /		(110 100111, D	, 110 100011, D

変更前:	(mm)
変更後:	(mm)

(2) 弁ふた厚さ、材料 (T46-F001A, B, T46-F003A, B)

変更前: (弁ふた厚さ) - (弁ふた材料) -

変更後:(弁ふた厚さ) (mm)

(弁ふた材料) S25C

3. 要目表の記載の変更の必要性

他の主要弁との記載の整合を図るため要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法(設計確認値)へ変更し、弁ふた厚さ及び弁ふた材料を新たに記載する必要がある。

4. 基本設計方針の記載の変更の概要

主要設備リストの主要弁 (T46-F001A, B 及び T46-F003A, B) について設計基準対象施設の機器クラスを「クラス 4」から「クラス 2」へ変更する。

5. 基本設計方針の記載の変更の必要性

T46-F001A, B 及び T46-F003A, B は, クラス2 弁として設計されていたが, 基本設計方針の主要設備リストの機器クラスにおいて「クラス4」と記載されており「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第二条(定義)においてもクラス2 弁として扱うべき弁であることから「クラス2」へ見直す必要がある。

6. 設工認手続きについて

本手続きでは、要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更し、こ

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

れまで記載していなかった弁ふた厚さ及び弁ふた材料について記載する。また,基本設計方針(主要設備リスト)の当該弁に関する機器クラスの記載を見直す。

本変更は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第一において、圧力低減設備その他の安全設備に係るものの「改造」に該当することから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の9第2項に基づき、設計及び工事の計画の変更認可申請が必要となる。

7. 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について

設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり、技術基準規則の条文ごとに、該当する適合性確認の要否を整理した結果を添付資料 6 に示す。

8. 添付すべき資料の整理

本手続きによる設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付すべき書類は,「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて,下欄に記載される添付書類を添付する必要がある。

ただし、別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定があるため、添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料 7,8 に示す。

以上

添付資料1:非常用ガス処理系主要弁の要目表(今回変更認可申請資料)

添付資料 2:原子炉格納施設の主要設備リスト(今回変更認可申請資料)

添付資料 3:非常用ガス処理系主要弁構造図(今回変更認可申請資料)

添付資料 4:非常用ガス処理系の系統図(今回変更認可申請資料)

添付資料 5:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)

添付資料 6:設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

添付資料 7:設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添

付の要否の検討結果

添付資料8:設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について

添付資料1:非常用ガス処理系主要弁の要目表(今回変更認可申請資料)

ヌ 主要弁(常設)

→ T.367F (10 EX7				
変更前*1				変 更 後
名	称	T46-P00	01A, B	
租類	-	止め	介	
最高使用压力	kPa	-23.5~	-13. 7	変更なし
最高使用温度	°C	100	0	
	-	300	A	
京弁 箱 厚 さ	mm			
近かふた厚さ	mm			
材炸箱	-	SCPI	H2	
料弁かかた		\$25	c	
駁 動 方 法	_	空 気作	仁動	変更なし
侧数	-	2		
系 統 名 取 (ライン名)	-	T46-F001A 非常用ガス処理系A系	T46-F001B 非常用ガス処理系B系	
	-	原子炉建屋 0, P, 33, 20m	原子如维展 0. P. 33. 20m	
滋水防護上の 区画番号	-		_	
が必要な高さ		white white		

注記*1:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

|--|

			変 更	[M*1	変り	芝 後	
名		称	T46-F	003A, B			
极	類	-	此	ウ弁			
最	高使用圧力	kPa	23	3.5	変更	なし	
最	高使用温度	°C	1	40			
主	呼び径	_	30	NOA	<u></u>		
主要寸	弁 箱 厚 さ	mm					
法	弁ふた厚さ	mm					
材	弁 箱	_	SC	PH2			
材料	弁 ふ た	_	S2	25C			
脳	動方法	-	電気	(作動)	変更	なし	
侧	数	-		2			
取	系 統 名 (ライン名)	1-1	T46-F003A 非常用ガス処理系A系	T46-F003B 非常用ガス処理系B系			
ff	設 脱 床	-	原子炉建屋 0. P. 22. 50m	原子炉建屋 0. P. 22. 50m			
额	滋水防護上の区断番号	-			R-2F-1-1	R-2F-1-1	
所	滋水防護上の配慮 が必要な高さ	-			床上0,13m以上	床上0.13m以上	

注記*1:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

: 手続き対象

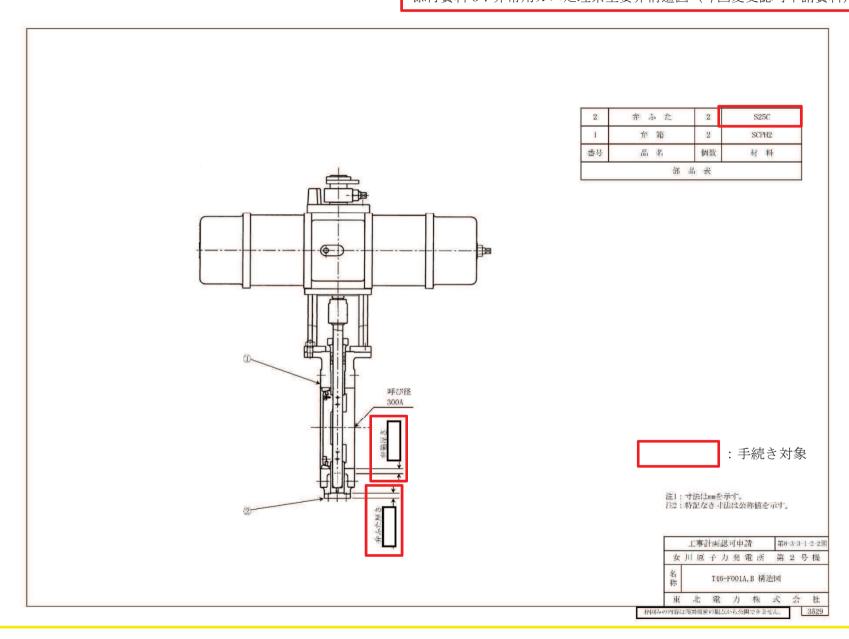
添付資料 2:原子炉格納施設の主要設備リスト(今回変更認可申請資料)

表 1 原子炉格納施設の主要設備リスト(32/42)

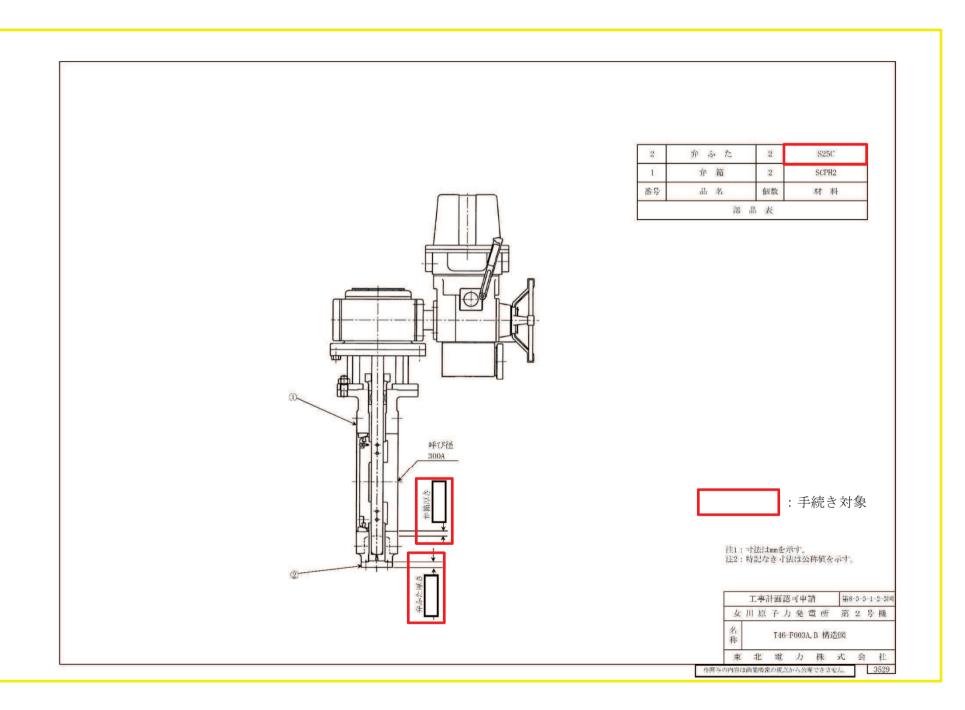
						変更前					変更	後																			
#	y	A.				設計基	神対象施設**	重大事故	等对处設備*		設計基準	"対象施設"	重大事故等	対処設備劑																	
電イン	()	系統名称	機器区分		名称	耐震 重要度 分類	機器グラス	設備分類	重大事故等 機器クラス	名称	耐震 重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス																	
	圧力低減	残留熱除土	Eri z szi ke ohotz aa	A-2 1700		-				原子炉格納容器配管貫通部(X-215B)	j	37	常設/防止 (DB 拡張)	SA クラス 2																	
の安全設備	設備その他	残留熱師会系 原子が格納容器 主配管 タションブール水冷	于自己省		2				原子炉格納容器配管貫通部(X-215B) ~ サプレッションプール水冷均配管 B 系 関放端		-	常設/防止 (DB 拡張)	SA クラス 2																		
			加男 拡射性物質濃度 制御設備及び可 燃性ガス濃度制 御設備並びに格 納容器再輔環設 備	制御設備及び可 燃性ガス濃度制 御設備並びに格 納容器再循環設	制御設備及び可 燃性ガス濃度制 御設備並びに格 納容器再循環設	制御設備及び可 燃性ガス濃度制 御設備並びに格 納容器再循環設	放射性物質濃度 制御設備及び可 物性ガス濃度制 物質量 並び原 制 動物容器再補環設 備		加熱器	非常用ガス処理系空気乾燥装置	S	-		-	変更なし			2	ē												
									T46-F001A, B	S	クラス2		-	変更なし			=														
								制御設備及び可 燃性ガス濃度制 御設備並びに格 納容器再循環設	制御設備及び可 燃性ガス濃度制 御設備並びに格 納容器再循環設									主要介	T46-F003A, B	S	クラス2			変更なし							
Į.	€										T48-F045~非常用ガス処理系空気乾燥 装置入口配管合流点	S	クラス4			変更なし			-												
日才復演記儀その他の安全記儀	,	非常								制御設備及び可 燃性ガス濃度制 御設備並びに格 納容器再循環設 備	制御設備及び可 燃性ガス濃度制 御設備並びに格 納容器再循環設 備	制御設備及び可 燃性ガス濃度制 御設備並びに格 納容器再循環設	制御設備及び可 燃性ガス濃度制 御設備並びに格 納容器再循環設 備	制御設備及び可 燃性ガス濃度制 御設備並びに格 納容器再循環設		非常用ガス処理系空気乾燥装置入口配 管合流点~非常用ガス処理系排風機	S	クラス4		= 1	変更なし			常設/緩和	SA クラス 2						
がその		ガ													燃性ガス濃度制 御設備並びに格 納容器再循環設 備	燃性ガス濃度制 御設備並びに格 納容器再循環設 備	燃性ガス濃度制 御設備並びに格 納容器再循環設 備		原子炉建屋内~非常用ガス処理系排風 機入口配管合流点	S	クラス4		_	変更なし			常設/緩和	SA クラス 2			
化の芸	1	ス処理系																iii e	箱	iii e	Ħ	iii	iii e	箱	iii	內容器再循環設 備	容器再循環設	非常用ガス処理系排風機~非常用ガス 処理系フィルタ装置	S	クラスイ	
11 6	i i	967										主配管	非常用ガス処理系フィルタ装置へ非常 用ガス処理系フィルタ装置出口配管合 流点	S	クラス4		_	変更なし			常設/緩和	SA クラス 2									
									非常用ガス処理系フィルタ装置出口配 管合流点~排気筒	S	クラス4		-	変更なし			常設/緩和	SA クラス 2													
					非常用ガス処理系空気乾燥装置		= (-		=	43																			
							非常用ガス処理系フィルタ装置		-		-		_	43																	

: 手続き対象
:于舵さ刈多

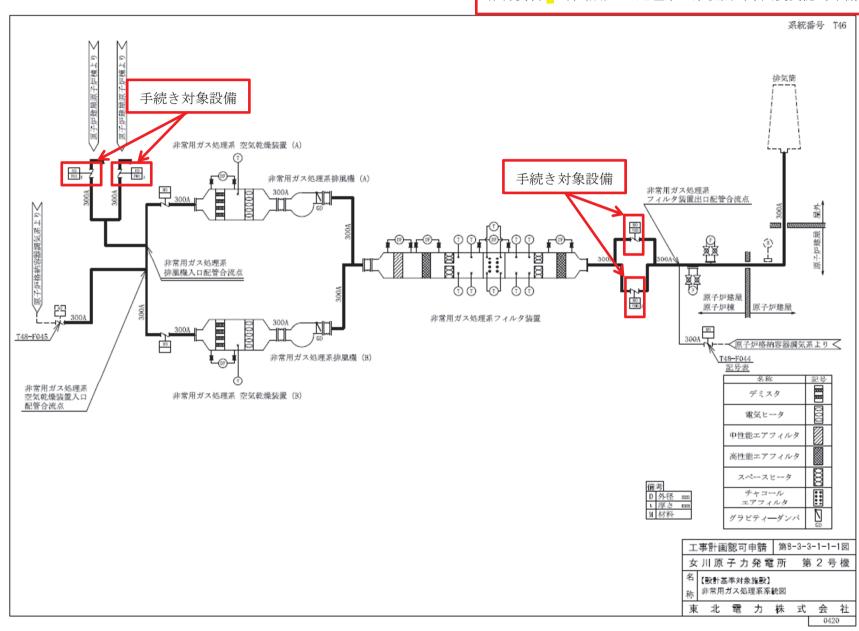
添付資料 3:非常用ガス処理系主要弁構造図(今回変更認可申請資料)



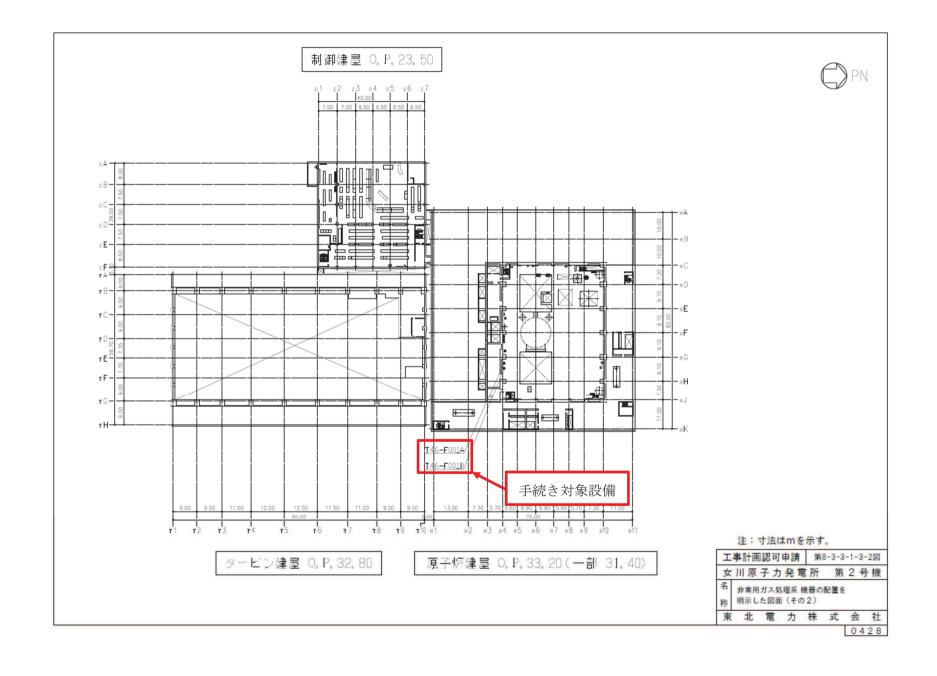




添付資料 4: 非常用ガス処理系の系統図(今回変更認可申請資料)



9



△:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文

×:適用を受けない条文

			× : 週刊で文りはい余× 	
	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第4条	設計基準対象施設の地盤	Δ	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、設計基準対象施設の地盤については、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画(以下「既工事計画」という。)において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、設置地盤を変更するもしくは影響を与えるものではなく、設計基準対象施設の地盤に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とはならない。	-
第5条	地震による損傷の防止	0	本設備は、耐震重要度分類Sクラスに分類され、それに応じた地震力に耐えうる設計であることの確認が必要であり、本条文に適合していることの確認が必要であるため、 審査対象条文となる。耐震重要度分類Sクラスの地震力に耐えうる設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	基本設計方針・耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	Δ	本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,津波による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,設置場所の変更設計や津波防護施設の変更を行うものではなく,津波による損傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため,審査対象条文とならない。	-
第7条	外部からの衝撃による損傷の防 止	Δ	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、外部からの衝撃による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、設置場所の変更や外部からの衝撃に対する防護措置の変更を行うものではなく、外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とならない。	-
第8条	立入りの防止	Δ	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、立ち入りの防止については、工場、事業所(発電所)に対する要求であり、既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	-
第9条	発電用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止	Δ	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、工場、事業所(発電所)に対する要求であり、 既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、人の不法な侵入・不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	-
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから, 適用条文とはならない。	_
第11条	火災による損傷の防止	Δ	本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,火災による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,設置場所の変更や不燃材料を使用する設計の変更を行うものではなく,火災による損傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため,審査対象条文とならない。	-
第12条	発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止	Δ	本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,溢水による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,設置場所の変更,浸水防護設備の変更および既工事計画の溢水評価の変更を行うものではなく,溢水による損傷 の防止に係る設計は本手続きに関係しないため,審査対象条文とならない。	-
第13条	安全避難通路等	Δ	本設備は、発電用原子炉設備であることから、適用条文となるが、安全避難通路等については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく、安全避難通路等に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とならない。	-
第14条	安全設備	0	本設備は,安全設備であり,変更を行う設備が通常運転時,運転時の異常な過度変化及び設計基準事故等において,必要な機能が,発揮できることを確認する必要があるため,審査対象条文となる。必要な機能を発揮することを,右記の申請書類で確認し,本条文に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する 説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	0	本設備は設計基準対象施設であり、設計基準対象施設の機能として、保守点検を含めた試験・検査性について、適合性の確認が必要であり、審査対象条文となる。 悪影響防止及び保守点検を含めた試験・検査性が確保されている設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	・基本設計方針・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	本設備は,全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第17条	材料及び構造	0	本設備は、クラス2機器として必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。クラス2機器として、必要な機械的強度等を有していることを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・強度に関する説明書

△:適用条文であるが, 既に適合性が確認されている条文×:適用を受けない条文

	技術基準条文		理由	適合性を確認するための申請書類
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	Δ	本設備は、クラス2機器であり適用条文となるが、使用中の亀裂等による破壊の防止については、維持段階での要求であるため、設計段階においては審査対象条文とならない。	-
第19条	流体振動等による損傷の防止	×	本設備は,一次冷却系統に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第20条	安全弁等	×	本設備は,設計基準対象施設に該当するものの,安全弁等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第21条	耐圧試験等		本設備は、クラス2機器であり適用条文となるが、耐圧試験等については、検査段階での要求であり、設計段階において審査対象条文とならない。	-
第22条	監視試験片	×	本設備は,設計基準対象施設に該当するものの,容器に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第23条	炉心等	×	本設備は,炉心等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第24条	熱遮蔽材	×	本設備は,熱遮蔽材に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第25条	一次冷却材	×	本設備は,一次冷却材に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設 備	×	本設備は,燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	×	本設備は,原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの 隔離装置等	×	本設備は,原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第29条	一次冷却材処理装置	×	本設備は,一次冷却材処理装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第30条	逆止め弁	×	本設備は,放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第31条	蒸気タービン	×	本設備は,蒸気タービンに該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第32条	非常用炉心冷却設備	×	本設備は,非常用炉心冷却設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第33条	循環設備等	×	本設備は,循環設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	_

△:適用条文であるが, 既に適合性が確認されている条文×:適用を受けない条文

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第34条	計測装置	×	本設備は,計測装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第35条	安全保護装置	×	本設備は,安全保護装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第36条	反応度制御系統及び原子炉停 止系統	×	本設備は,反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第37条	制御材駆動装置	×	本設備は,制御材駆動装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第38条	原子炉制御室等	×	本設備は,原子炉制御室等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第39条	廃棄物処理設備等	×	本設備は,廃棄物処理設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	本設備は,廃棄物貯蔵設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	本設備は,放射性物質による汚染の防止に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第42条	生体遮蔽等	×	本設備は,生体遮蔽等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第43条	換気設備	×	本設備は,換気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第44条	原子炉格納施設	0	本設備は,非常用ガス処理系であるため審査対象条文となる。気体状の放射性物質を低減できることを,右記の申請書類で確認し,本条文の規定に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・設定根拠に関する説明書
第45条	保安電源設備	×	本設備は,保安電源設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第46条	緊急時対策所	×	本設備は,緊急時対策所に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第47条	警報装置等	×	本設備は,警報装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第48条	準用	×	本設備は,補助ボイラ,ガスタービン,内燃機関又は電気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第49条	重大事故等対処施設の地盤	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

△:適用条文であるが, 既に適合性が確認されている条文×:適用を受けない条文

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第50条	地震による損傷の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第51条	津波による損傷の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第52条	火災による損傷の防止損傷の防 止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第53条	特定重大事故等対処施設	×	本設備は,特定重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第54条	重大事故等対処設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第55条	材料及び構造	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第57条	安全弁等	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第58条	耐圧試験等	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子 炉を未臨界にするための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第60条	原子炉冷却材圧カバウンダリ高 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを 減圧するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を 防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

△:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文

×:適用を受けない条文

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第67条	水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第68条	水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第70条	工場等外への放射性物質の拡 散を抑制するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第71条	重大事故等時に必要となる水 源及び水の供給設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第72条	電源設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第73条	計装設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第74条	運転員が原子炉制御室にとどま るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第75条	監視測定設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第76条	緊急時対策所	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第78条	準用	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される 添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
各発	電用原子炉施設に共通		
1	送電関係一覧図	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
			基本設計方針の記載の変更により、送電
			関係一覧図に変更はないため不要。
2	急傾斜地崩壊危険区域内において行う	×	女川原子力発電所において, 急傾斜地崩
	制限工事に係る場合は、当該区域内の急		壊危険区域に指定された箇所はないた
	傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防		め不要。
	止に関する法律第二条第一項に規定す		
	るものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止		
	措置に関する説明書		
3	工場又は事業所の概要を明示した地形	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	図		基本設計方針の記載の変更により,工場
			又は事業所の概要を明示した地形図に
			変更はないため不要。
4	主要設備の配置の状況を明示した平面	×	主要設備の配置の状況を明示した平面
	図及び断面図		図及び断面図において,主要弁は明示し
			ていないため不要。
5	単線結線図(接地線(計器用変成器を除	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	く。)については電線の種類,太さ及び接		基本設計方針の記載の変更により, 単線
	地の種類も併せて記載すること。)		結線図に変更はないため不要。
6	新技術の内容を十分に説明した書類	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
			基本設計方針の記載の変更では、新技術
			の採用等を実施していないため不要。
7	発電用原子炉施設の熱精算図	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
			基本設計方針の記載の変更により、発電
			用原子炉施設の熱精算図に変更はない
			ため不要。
8	熱出力計算書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
			基本設計方針の記載の変更により、熱出
			力計算書に変更はないため不要。
9	発電用原子炉の設置の許可との整合性	0	工事計画認可申請書の工事計画の内容
	に関する説明書		が, 令和2 年2 月26 日付け原規規発第
			2002261号で許可された設置変更許可申

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(O • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
			請書との整合性を確認する必要がある
			ことから添付する。
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度	X	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	に関する説明書		基本設計方針の記載の変更により、排気
			中及び排水中の放射性物質の濃度に変
			更はないため不要。
11	人が常時勤務し,又は頻繁に出入する工	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	場又は事業所内の場所における線量に		基本設計方針の記載の変更により,人が
	関する説明書		常時勤務し又は頻繁に出入する工場又
			は事業所内の場所における線量に変更
			はないため不要。
12	発電用原子炉施設の自然現象等による	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	損傷の防止に関する説明書		基本設計方針の記載の変更により, 発電
			用原子炉施設の自然現象等による損傷
			の防止に変更はないため不要。
13	放射性物質により汚染するおそれがあ	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	る管理区域(第二条第二項第四号に規定		基本設計方針の記載の変更により,放射
	する管理区域のうち、その場所における		性物質により汚染するおそれがある管
	外部放射線に係る線量のみが同号の規		理区域並びにその地下に施設する排水
	定に基づき告示する線量を超えるおそ		路並びに当該排水路に施設する排水監
	れがある場所を除いた場所をいう。)並		視設備及び放射性物質を含む排水を安
	びにその地下に施設する排水路並びに		全に処理する設備の配置に変更はない
	当該排水路に施設する排水監視設備及		ため不要。
	び放射性物質を含む排水を安全に処理		
	する設備の配置の概要を明示した図面		
14	取水口及び放水口に関する説明書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
			基本設計方針の記載の変更により, 取水
			口及び放水口に変更はないため不要。
15	設備別記載事項のうち,容量又は注入速	0	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	度,最高使用圧力,最高使用温度,個数,		基本設計方針の記載の変更により,設定
	再結合効率,加熱面積,伝熱面積,揚程又		根拠への影響を確認する必要があるた
	は吐出圧力,原動機の出力,外径,閉止時		め添付する。
	間,漏えい率,制限流量,落下速度,駆動		
	速度及び挿入時間,効率,吹出圧力,慣性		
	定数,回転速度半減時間,慣性モーメン		
	ト,設定破裂圧力並びに設計温度の設定		

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(O • X)	理由
	別表第二 添付書類		-2-
	根拠に関する説明書		
16	環境測定装置(放射線管理用計測装置に	×	非常用ガス処理系 主要弁は,環境測定
10	係るものを除く。)の構造図及び取付箇		装置(放射線管理用計測装置に係るもの
	所を明示した図面		を除く。)に該当する設備ではないため
	万を切れ した 四曲		不要。
17	クラス 1 機器(技術基準規則第二条第二	×	** 非常用ガス処理系主要弁は,クラス1機
'	項第三十三号口に規定するクラス 1 機		器及び炉心支持構造物に該当する設備
	器をいう。)及び炉心支持構造物の応力		ではないため不要。
	腐食割れ対策に関する説明書(クラス 1		CVはないためれる。
	機器にあっては、支持構造物を含めて記		
	機器にあっては、文付傳道物を含めて記載すること。)		
18	安全設備(技術基準規則第二条第二項第	\cap	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
10			基本設計方針の記載の変更により,使用
	九号に規定する安全設備をいう。)及び		
	重大事故等対処設備(設置許可基準規則		される条件の下における健全性に対して影響なりこと。
	第二条第二項第十四号に規定する重大		て影響を与えるものでないが、安全設備
	事故等対処設備をいう。)が使用される		に該当することから添付する。
	条件の下における健全性に関する説明		
	書		Holk III and the state of the s
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表及び
	説明書		基本設計方針の記載の変更により、発電
			用原子炉施設の火災防護に変更はない
			ため不要。
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する	X	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	説明書		基本設計方針の記載の変更により、設置
			場所等に変更はなく,溢水防護に変更は
			ないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン,ポン	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防		基本設計方針の記載の変更により,蒸気
	護に関する説明書		タービン、ポンプ等の破壊に伴う飛散物
			による損傷防護に変更はないため不要。
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	箇所を明示した図面		基本設計方針の記載の変更により,通信
			連絡設備に変更はないため不要。
23	安全避難通路に関する説明書及び安全	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	避難通路を明示した図面		基本設計方針の記載の変更により,安全
			避難通路に変更はないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	所を明示した図面		基本設計方針の記載の変更により、非常
			用照明に変更はないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
原	子炉格納施設		
1	原子炉格納施設に係る機器の配置を明	0	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	示した図面及び系統図		基本設計方針の記載の変更により,機器
			の配置及び系統図に変更はないが,申請
			対象を示すため添付する。
2	耐震性に関する説明書(支持構造物を含	0	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	めて記載すること。)		基本設計方針の記載の変更により、 <mark>耐震</mark>
			性に影響を与えるものではないが <mark>耐震</mark>
			重要度クラスに応じた地震力に耐えら
			れる設計であることを評価するため添
			付する。
3	強度に関する説明書(支持構造物を含め	\bigcirc	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	て記載すること。)		基本設計方針の記載の変更により強度
			評価を実施する必要があるため添付す
			<u>5.</u>
4	構造図	\bigcirc	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
			基本設計方針の記載の変更により,機器
			の構造 <mark>を確認する必要があるため添付</mark>
			<mark>する</mark> 。
5	原子炉格納施設の設計条件に関する説	X	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	明書(原子炉格納容器本体の脆性破壊防		基本設計方針の記載の変更により,原子
	止に関する説明を併せて記載するこ		炉格納施設の設計条件に変更はないた
	と。)		め不要。
6	原子炉格納施設の水素濃度低減性能に	X	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	関する説明書		基本設計方針の記載の変更により,水素
			濃度低減性能に変更はないため不要。
7	原子炉格納施設の基礎に関する説明書	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	及びその基礎の状況を明示した図面		基本設計方針の記載の変更により,原子
			炉格納容器の基礎に変更はないため不
			要。
8	圧力低減設備のポンプの有効吸込水頭	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	に関する説明書		基本設計方針の記載の変更により,圧力
			低減設備その他の安全設備のポンプの
			有効吸込水頭に変更はないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
9	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(バ	×	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	ネ式のものに限る。)		基本設計方針の記載の変更により、安全
			弁及び逃がし弁の吹出量計算に変更は
			ないため不要。
10	設計及び工事に係る品質マネジメント	0	非常用ガス処理系 主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	システムに関する説明書		基本設計方針の記載の変更により、設計
			及び工事に係る品質管理の方法等を評
			価する必要があるため,説明書を添付す
			る。

設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について (非常用ガス処理系 主要弁)

			(乔市用及八处连东 王安开)		
	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
各图	発電用原子炉施設に共通				
1	発電用原子炉の設置 の許可との整合性に 関する説明書		・VI-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との 整合性	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載事項及び基本設計方針(主要設備リスト)の機器クラスは、本説明書記載事項(許可の際の申請書等の記載事項)に当たらないため、既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。 なお、当該設備に係る基本設計方針の本文の変更もないことから、許可との整合性についても変更はない。
			・VI-1-1-1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(十一号)」との整合性	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載事項及び基本設計方針(主要設備リスト)の機器クラスは、本説明書記載事項(許可の際の申請書等の記載事項)に当たらないため、既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。 なお、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更もないことから、許可との整合性についても変更はない。
2	設備別記載事項のう ち,容量又は注入速 度,最高使用圧力,最 高使用温度,個数,再 結合効率,加熱面積,	44 条	・VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常 設))	有	非常用ガス処理系主要弁の要目表 <mark>及び 基本設計方針</mark> の記載の変更により,設 定根拠への影響を確認する必要がある ため添付する。(別紙1参照)

実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
世出漏落び出転モ圧の説 はの別の 大伝出力え下挿圧速一力設明 大大の関係 大力度メ並定書 全第に表すり設別四事うのに 大力度メ並定書 全第に表すり設別四事の件性 でのに をのに をのに をのに をのに をのに をのに をのに を	14 条 15 条	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下 における健全性に関する説明書	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表及び 基本設計方針の変更は、基本設計方針の本文を変更するものではなく、安全 設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する 説明書に影響を与えるものではない。 とから、既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。 なお、要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時に機能を要求される状況で所要の機能が発揮できる設計であることを確認している。

	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
原一	子炉格納施設				
1	原子炉格納施設に係	14条	・第 8-3-3-1-1-1 図	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表 <mark>及び</mark>
	る機器の配置を明示	15条	【設計基準対象施設】非常用ガス処理系系統図		基本設計方針の変更は,実物の変更を
	した図面及び系統図	44条	・第 8-3-3-1-1-2 図		伴わない設計確認値 <mark>及び機器クラス</mark> の
			【重大事故等対処設備】非常用ガス処理系系統図		変更であり機器の配置に変更はないこ
			・第 8-3-3-1-3-1 図		とから,本図面の変更はない。
			非常用ガス処理系 機器の配置を明示した図面(その1)		
			・第 8-3-3-1-3-2 図		
			非常用ガス処理系 機器の配置を明示した図面(その2)		
			・第 8-3-3-1-4-2 図		
			非常用ガス処理系 主配管の配置を明示した図面(その		
			2)		
			・第 8-3-3-1-4-5 図		
			非常用ガス処理系 主配管の配置を明示した図面(その		
			5)		
2	耐震性に関する説明	5条	• VI-2-9-4-4-1	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の変
	書 (支持構造物を含め		非常用ガス処理系の耐震性についての計算書		更は、実物の変更を伴わない設計確認
	て記載すること。)				値の変更であり機器の重量に変更はな
					いことから、本計算書の変更はない。
3	強度に関する説明書	17条	· VI-3-3-6-2-8-1-4	<mark>有</mark>	非常用ガス処理系主要弁は、クラス 2
	(支持構造物を含め		弁の強度計算書(非常用ガス処理系)		機器に該当し構造強度について確認す
	て記載すること。)				る必要があることから添付する。(別紙
					2 参照)

実	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
4 	構造図	15 条 44 条	 第 8-3-3-1-2-2 図 T46-F001A, B 構造図 第 8-3-3-1-2-3 図 T46-F003A, B 構造図 	<mark>有</mark>	非常用ガス処理系主要弁の要目表及び 基本設計方針の記載変更により、機器 の構造等を確認する必要があることか ら添付する。(別紙3参照)
5	設計及び工事に係る 品質マネジメントシ ステムに関する説明 書		・VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する 説明書	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により,設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画並びに工事及び検査に係る品質管理の方法,組織等についての具体的な計画に変更はないことから,既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。
			・VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画 原子 炉格納施設	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により、設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画の記載に変更はないことから、 既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。

変 更 前 変 更 後 備 考
(寄和3年12月23日付行で認可された設計及び上事の計画の稼付書類) VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書 (非常用ガス処理系 主要弁(常設))
VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書 (非常用ガス処理系 主要弁(常設))
0 8 ※ M 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常設))】

変更前 変更後		最高使用圧力 最高使用温度 個数 【設定根拠】 (概要) ・設計基準対象施診 T46-F001A,B 以	E 力 kPa	T46-F001A, B -23. 5∼13. 7 100 2		
② 株	(17年9年12万20年17万く配当で40元欧町及び工事が計画が持一番が	最高使用圧力 最高使用温度 個数 【設定根拠】 (概要) ・設計基準対象施診 T46-F001A,B 以	E 力 kPa	-23.5~13.7 100 2		資料追加
登計基準外線施設として使用する746-F001A, B の最高使用出方法、主配管「原子が建塩内~ 非常用ガス処理系集與機人口配管含法」の最高使用出度力、地口。と3.5 kPa を考慮し、23.5 kPa を考慮しるとして、23.5 kPa を考慮し、23.5 kPa を考慮し、2	2 &= VI-1-1-4-7-5-1-5 R	設計基準対象系 対施設)の空気を 性物質が直接大気 に維持するため。 1. 最高使用圧力系 設計基準対象系 非常風機締切静日 kPa~13.7 kPa と 2. 最高使用温度の 設計基準対象系 非常列がの設定根象系 設計基準対象系 し、設計基準対象系 を は、 は、 は、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	常附外であり、丁でかり、丁でかり、丁でかり、丁でかり、丁でかりでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	工学的安全施設起動 (作動) 信号により自動で全開す よ、放射性物質の放出を伴う事故時に原子伊華屋原子、 水処理系フェルク装置に通し、排欠中の放射性よう率 れることを防止し、原子炉建屋原子炉棟 (二次格納施 て設置する。 使用する T46-F001A, B の最高使用圧力は、主配管「原 が負圧に働くものとし、それを加味した-23.5 kPa をず ではまする T46-F001A, B の最高使用温度は、主配管「原 は、主配管「原 なりまする。 を対して、ました。 を対して、ました。 を対して、ない。 は、ま配管「原 は、ま配管」(を) は、ま配管「原 は、ま配管」(を) は、ま配管」(を) は、ま配管」(を) は、ま配管、(を) は、(を) は (を) は	る。 が棟(二次格・ ・粒子状放射 設)内を負圧 子炉建屋内~ 常用ガス処理 考慮し、-23.5 子炉建屋内~ (子炉建屋内~ (子)	

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常設))】

変更前	変 更 後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	名 称 T46-F003A, B 最高使用圧力 kPa 23.5 最高使用温度 ℃ 140 個 数 — 2 【設定根拠】 (概要) ・設計基準対象施設 T46-F003A, B は、主配管「非常用ガス処理系フィルタ装置 出口配管合流点」に設置される通常閉の弁であり、工学的安全施設起動(作動)信号により自動で全開する。 設計基準対象施設としては、放射性物質の放出を伴う事故時に非常用ガス処理系フィルク装置で処理された気体を排気筒へ導くための流路として設置する。 1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する T46-F003A, B の最高使用圧力は、主配管「非常用ガス処理系フィルク装置ン非常用ガス処理系フィルク装置 で見速された気体を排気筒へ導くための流路として設置する。	資料追加

	【凡例】 —— : 比較表の変更前征							
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後	備考						

	【凡例】——:比較表生	/发文前版》/扣连画//
変 更 前 (令和 3 年 12 月 23 日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	まえがき 本計算書は、添付書類「VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針」及び「VI-3-2-5 クラス2弁の強度計算方法」に基づいて計算を行う。 評価条件整理結果を以下に示す。なお、評価条件の整理に当たって使用する記号及び略語については、添付書類「VI-3-2-1 強度計算方法の概要」に定義したものを使用する。	資料追加
	O2 & VI-3-3-6-2-8-1-4	

変更所 (全和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の路付支援) 変更所 (全和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の路付支援) (全和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の路付支援) (本) 1						【凡例】——:比較才	その変更前後の相違箇所
100 100				変	更 後		備考
Section Sect							
10 10 10 10 10 10 10 10							資料追加
100 100		解をなった。	DB-2	DB-2			
Marco		回等性 評価 区分	1				
Marco		評価区分	·雅設(設計·建設規格 又は告示			
10 10 10 10 10 10 10 10		施設時の適用規格	855告诉	S55告示			
Miles Mile		既工認に おける 評価結果 の有無	単	ä			
Reserve Rese	R O	499	g.	I			
Manuary Ma		10	- 22				
Manuary Ma	3-6-2-8	A 466					
Name							
			Ĭ	ï			
	O		27- 98-73	2-30			
		2					
関							
	25						
	F. 条件参加 4	五 大	T46-F01A, B	T46-F03A, B			

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後	備考
	変更 後 1. クラス2弁	資料追加
		,

	【几門】			
変 更 前		変更後	備考	
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		发 史 俊	加州	
			1	
			資料追加	
			- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	1	1. クラス 2 弁		
	1			
	_			
	30			
	変三 VI-3-3-6-2-8-1-4			
	-82			
	3-6			
	VI-3-			
	11			
	0 2			
	500			
	1			
	1			
	1			
		1		
			J	

【凡例】 — : 比較表の変更前後の相違箇所

							170737 . 2040.30	>友人前長・7日産	
変 更 前				変更後	4			借	考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)				夕 义 1	ζ.			VHI	~7
								1	
								資料追加	
		1.1 設計仕様							
		1. 1 RX III 1. 12K				系統:	非常用ガス処理系		
		機器のは	区分		クラ	ス2弁			
		弁番号	種類	呼び径		材料	_		
			0	(A)	弁箱	弁ふた	ボルト		
		T46-F001A, B	止め弁	300	SCPH2	S25C	-l I		
		T46-F003A, B	止め弁	300	SCPH2	S25C			
	R 0								
	7								
	-8-1								
	W-3-3-6-2-8-1-4 R 0								
	-3-3								
	恢 义								
	0 2								
	0								
				-	枠囲みの	内容は商業機密の制	点から公開できません。		
				2	7				
								'	

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書(非常用ガス処理系)】 【凡例】 ----: 比較表の変更前後の相違箇所 変 更 後 備考 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) 資料追加 1.2 強度計算書 弁番号 T46-F001A, B シート 1 系統:非常用ガス処理系 設計条件 ネック部の厚さ 最高使用圧力 P (kPa) 13.7 最高使用温度 T ... (℃) 100 d n/d m 弁箱又は弁ふたの厚さ 0 (mm) 59. 5 弁箱材料 SCPH2 (mm) 9.6 t m 1 弁ふた材料 S25C (mm) 1.1 t m 2 P_1 (MPa) t m a 1 (mm) P_2 (MPa) t ma 2 (mm) (mm) d m (mm) 評価: tma1≥tm1 $t_{\,\mathrm{m}\,\mathrm{a}\,2}\! \geq t_{\,\mathrm{m}\,2}$ 1. 2 (mm) よって十分である。 (mm) 9.6 (mm) tab 評価: tab≧ t $t_{af} \ge t$ よって十分である。 02

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

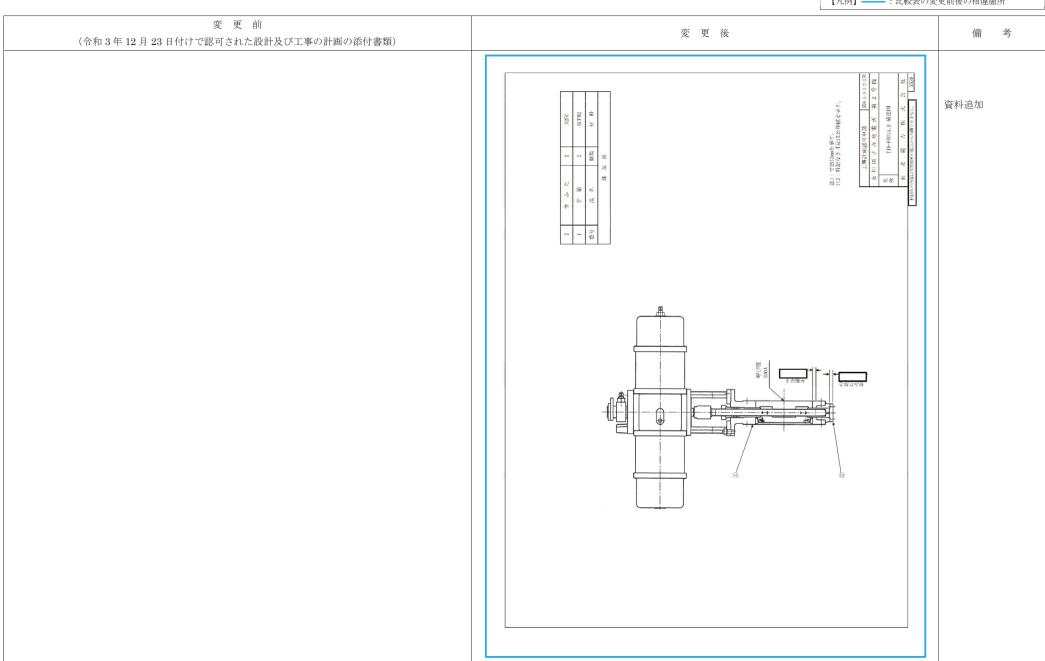
変更前

		変更前後の相違箇所
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		資料追加

	【凡例】——:比較表	グを実用板の相連固別
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後	備考
	系統:非常用ガス処理系	資料追加
	設計条件	

変更前		
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後	備考
O2 第二 WA346-2-8-1-4 ROE	C	資料追加

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【8.3.3.1_非常用ガス処理系】



女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【8.3.3.1_非常用ガス処理系】

